

結果を御報告申し上げます。

本法律案は、日本郵政公社がその業務の特例として、証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等を行うことができるようになるとともに、日本郵政公社法及び証券取引法等の適用について所要の読み替えを行い、あわせて、その証券投資信託の選定に当たっては、公募の方法によること等を定めようとするものであります。

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。
す。 ——これにて投票を終了いたします。

するものであります。
委員会におきましては、提出者衆議院内閣委員長より趣旨説明を聴取した後、おれおれ詐欺の手口と増加の背景、法制による犯罪抑制効果、現行法の下における口座売買等の取締りの現状、プ

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

投票總數	二百三十五
贊成	二百三十五

〔岸宏一君登壇、拍手〕
○岸宏一君　ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本法律案は、国民年金制度の発展過程において、任意加入とされていた学生や専業主婦の中にも、障害基礎年金等の受給権を有しない障害者が存在している事情にかんがみ、こうした特定の障害者に対し特別障害給付金を支給しようとするとするも

よつて、本案は全会一致をもつて可決されまし
た。
（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

のであります。

よつて、本案は全会一致をもつた。
（拍手）

が行われております。経緯を有してしめた陳告書の日本語による等の翻訳上、本法の対象とならない在日外国人への対応、無年委員会におきましては、立法化に至った経緯、

○議長（扇千景君）　日程第三　金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部を改正する法律案

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

日程第四 発達障害者支援法案

（いずれも衆議院提出）

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長高嶋良充君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

金障害者に関する実態調査の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

○議長(屬千景君)　日程
顧客等の本人確認等に問題
る法律案

日程第四　発達障害者
(いずれも衆議院提
以上両案を一括して議
ます、委員長の報告を
鳴良充君。

〔審査報告書及び
〔高嶋良充君　ただいな
美こつきよひこ、内閣主
た。　(拍手)

致をもつて可決されまし
弓末尾に掲載)

第三 金融機関等による
する法律の一部を改正す
援法案

題といたします。

求めます。内閣委員長高
議案は本号末尾に掲載)

議題となりました二法律
議会における審査の経過
拍手)

次に、発達障害者支援法案は、発達障害者に対
し生活全般にわたる支援を図り、もつてその福祉
の増進に寄与するため、発達障害を早期に発見
し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共
団体の責務を明らかにするとともに、学校教育及
び就労における発達障害者への支援 発達障害者
支援センターの指定等について定めようとするも
のであります。

委員会におきましては、提出者衆議院内閣委員
長より趣旨説明を聴取した後、障害者基本法と本
法律案の関係、検診を契機とする治療の強制や不
当な差別への懸念、障害児・保護者の意思と自己
決定権の尊重、障害者の雇用機会の確保と法制化
法定雇用率の見直し等について質疑が行われまし
たが、その詳細は会議録によつて御承知願いま
す。

去る一日、質疑を終局し、採決の結果、本法律
案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきもの
と決定いたしました。

賃貸を終局し、おおのの結果本訴事件は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長（扇千景君） 日程第三 金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部を改正する法律案

日程第四 発達障害者支援法案
(いずれも衆議院提出)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長高嶋良充君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔高嶋良充君登壇、拍手〕

○高嶋良充君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、金融機関等による顧客等の本人確認等に

よつて、本案は全会一致をもつて可決されまつた。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

な法律案に対し附帯決議が付されており
ます。

○議長(扇千景君)　日程
顧客等の本人確認等に關する法律案
　　(拍手)
　　〔投票者氏名は本
　　以上両案を一括して議論を進
　　ます。委員長の報告を
　　鳩良充君。
　　〔審査報告書及び
○高嶋良充君　ただいま
案につきまして、内閣委
と結果を御報告申し上げ
ます、金融機関等に關
する法律の一部を改
うなどして電話を掛け、
目で現金をまとめて取る

以一微輒合日之
并三

○議長(扇千景君)　日程
顧客等の本人確認等に關する法律案
　　日程第四 発達障害者
(いずれも衆議院提出)
　　以上両案を一括して議論する
　　まず、委員長の報告を
　　高嶋良充君。

〔審査報告書及び
〔高嶋良充君登壇
○高嶋良充君　ただいま
案につきまして、内閣閣
と結果を御報告申し上げ
ます、金融機関等にて現
金をだまし取る
や、架空の事実を口実と
する法律の一部を改訂す
るなどして電話を掛け、
目で現金をだまし取る
ます、

○議長(鶴千景君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願い

○議長(扇千景君)　日程
顧客等の本人確認等に關する法律案
　　(いずれも衆議院提出)
　　以上両案を一括して議
　　ます。委員長の報告を
　　鳴良充君。

〔審査報告書及び
〔高鳴良充君登壇
○高鳴良充君　ただいな
案につきまして、内閣委
と結果を御報告申し上げ
ます、金融機関等に關
する法律の一部を改
うなどして電話を掛け、
目で現金をだまし取る
や、架空の事実を口実と
欺事件等の多くに、振
売買口座等が悪用され
た。(拍手)

ます。

○議長(高嶋良充君)　日程
顧客等の本人確認等に關する法律案
　　日程第四 発達障害者
(いづれも衆議院提
以上両案を一括して議
ます、委員長の報告を
鳴良充君。

〔審査報告書及び
〔高嶋良充君登壇
○高嶋良充君　ただいま
案につきまして、内閣委
と結果を御報告申し上げ
ます、金融機関等に關す
る法律の一部を改正す
うなどして電話を掛け、
現金をだまし取る
や、架空の事実を口実に
欺事件等の多くに、振込
売買口座等が悪用され
貯金通帳等を譲り受け
定め、預金口座等の不正

第三 金融機関等による
する法律の一部を改正す
る議案は本号末尾に掲載
題といたします。
求めます。内閣委員長高
橋正義(拍手)

去る一日 質疑を終局し お決の結果 本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、発達障害者支援法案は、発達障害者に対し生活全般にわたる支援を図り、もつてその福祉の増進に寄与するため、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育及び就労における発達障害者への支援、発達障害者支援センターの指定等について定めようとするものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院内閣委員長より趣旨説明を聴取した後、障害者基本法と本法律案の関係、検診を契機とする治療の強制や不当な差別への懸念、障害児・保護者の意思と自己決定権の尊重、障害者の雇用機会の確保と法制・法定雇用率の見直し等について質疑が行われました。が、その詳細は会議録によつて御承知願います。

去る一日、質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し七項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（屬千景君） これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

官報 (号外)

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたしました。 ——これにて投票を終了いたします。	○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。 投票終了	
	賛成	反対
二百三十三 ○ よつて、両案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)	二百三十三 ○ よつて、両案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)	[投票者氏名は本号末尾に掲載]
○議長(扇千景君) 日程第五 裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。 まず、委員長の報告を求めます。法務委員長渡辺孝男君。	○議長(扇千景君) これより採決をいたします。 本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。 ——これにて投票を終了いたしました。	[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]
○渡辺孝男君登壇、拍手 ○渡辺孝男君 ただいま議題となりました裁判所法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。	○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。 投票終了	[投票者氏名は本号末尾に掲載]
本法律案は、新たな法曹養成制度の整備の一環として、司法修習生に対し給与を支給する制度に代えて、司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金を国が貸与する制度を導入しようとするものであります。 なお、衆議院において、施行期日を四年延期し、平成二十二年十一月一日とする修正が行われております。	○議長(扇千景君) 文教科学委員長、厚生労働委員長及び経済産業委員長から報告書が提出されました日程第六ないし第一三の請願を一括して議題といたします。	[投票者氏名は本号末尾に掲載]
○議長(扇千景君) 豊かな私学教育の実現を求める私学助成に関する請願(二十三件) 義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願	○議長(扇千景君) この際、委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件についてお詫びいたします。	[投票者氏名は本号末尾に掲載]
○議長(扇千景君) 大学院と司法修習との連携の必要性、給費制に代えて貸与制を導入する理由、修習専念義務を明文化する意義、今後の司法制度改革の推進・実施体制の整備等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。	○議長(扇千景君) 質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の大門委員より本法律案に反対の意見が述べられました。 討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。	[審査報告書は本号末尾に掲載]
○議長(扇千景君) これまでが安心して良い医療を受けられることに關する請願(百二件) 保育制度の改善と充実に関する請願 緊急の保育課題への対応と認可保育制度の充実に関する請願(六件) 原子力発電等に関する請願(六件)	○議長(扇千景君) 以上、御報告申し上げます。(拍手)	
○議長(扇千景君) 年金・医療・介護等の制度改革に関する請願 財政金融委員会 一、外交、防衛等に関する調査 一、財政及び金融等に関する調査 文教科学委員会 一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査 厚生労働委員会 一、社会保障及び労働問題等に関する調査 農林水産委員会 一、農林水産に関する調査 経済産業委員会 一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査 国土交通委員会 一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査 環境委員会 一、環境及び公害問題に関する調査 予算委員会 一、予算の執行状況に関する調査 決算委員会 一、平成十五年度一般会計歳入歳出決算、平成十五年度特別会計歳入歳出決算、平成十五年度政府関係機関決算書 一、平成十五年度国有財産増減及び現在額統計書 一、平成十五年度國税収納金整理資金受払計算書、平成十五年度政府関係機関決算書 一、平成十五年度國有財産無償貸付状況統計書	法務委員会 一、法務及び司法行政等に関する調査 外交防衛委員会 一、外交、防衛等に関する調査 財政金融委員会 一、財政及び金融等に関する調査 文教科学委員会 一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査 厚生労働委員会 一、社会保障及び労働問題等に関する調査 農林水産委員会 一、農林水産に関する調査 経済産業委員会 一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査 国土交通委員会 一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査 環境委員会 一、環境及び公害問題に関する調査 予算委員会 一、予算の執行状況に関する調査 決算委員会 一、平成十五年度一般会計歳入歳出決算、平成十五年度特別会計歳入歳出決算、平成十五年度國税収納金整理資金受払計算書、平成十五年度政府関係機関決算書 一、平成十五年度國有財産増減及び現在額統計書 一、平成十五年度國有財産無償貸付状況統計書	拳、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査 法務委員会 一、法務及び司法行政等に関する調査 外交防衛委員会 一、外交、防衛等に関する調査 財政金融委員会 一、財政及び金融等に関する調査 文教科学委員会 一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査 厚生労働委員会 一、社会保障及び労働問題等に関する調査 農林水産委員会 一、農林水産に関する調査 経済産業委員会 一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査 国土交通委員会 一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査 環境委員会 一、環境及び公害問題に関する調査 予算委員会 一、予算の執行状況に関する調査 決算委員会 一、平成十五年度一般会計歳入歳出決算、平成十五年度特別会計歳入歳出決算、平成十五年度國税収納金整理資金受払計算書、平成十五年度政府関係機関決算書 一、平成十五年度國有財産増減及び現在額統計書 一、平成十五年度國有財産無償貸付状況統計書

官 報 (号 外)

議院運営委員会 一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

災害対策特別委員会 一、災害対策樹立に関する調査

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会 一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査

イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会 一、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動等並びに武力攻撃事態等への対処に関する調査

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会 一、北朝鮮による拉致問題等についての対策樹立に関する調査

国際問題に関する調査会 一、国際問題に関する調査

経済・産業・雇用に関する調査会 一、経済・産業・雇用に関する調査

少子高齢社会に関する調査会 一、少子高齢社会に関する調査

本日衆議院議長から 同院は閉会中次のとおり委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。

- 内閣委員会
 一、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(小坂憲次君外五名提出、第百五十九回国会衆法第一四号)
 二、教育基本法案(小坂憲次君外五名提出、第百五十九回国会衆法第四九号)
 三、内閣の重要な政策に関する件
 四、栄典及び公式制度に関する件
 五、男女共同参画社会の形成の促進に関する件

六、国民生活の安定及び向上に関する件
 七、警察に関する件
 八、公務員の制度及び給与並びに恩給に関する件
 九、郵政事業に関する件
 十、消防に関する件

文部科学委員会 一、学校教育法の一部を改正する法律案(武正公一君外三名提出、第百五十九回国会衆法第四八号)

二、文部科学行政の基本施策に関する件
 三、生涯学習に関する件
 四、学校教育に関する件
 五、科学技術及び学術の振興に関する件
 六、科学技術の研究開発に関する件
 七、文化、スポーツ振興及び青少年に関する件

八、正する法律案(鹿野道彦君外五名提出、第百五十九回国会衆法第二三号)

二、輸入牛肉に係る情報の管理及び伝達に関する特別措置法案(鹿野道彦君外五名提出、第百五十九回国会衆法第二四号)

三、農林水産関係の基本施策に関する件
 四、食料の安定供給に関する件
 五、農林水産業の発展に関する件
 六、農林漁業者の福祉に関する件
 七、農山漁村の振興に関する件

九、

十、

十一、

十二、

十三、

十四、

十五、

十六、

十七、

十八、

十九、

二十、

二十一、

二十二、

二十三、

二十四、

二十五、

二十六、

二十七、

二十八、

二十九、

三十、

三十一、

三十二、

三十三、

三十四、

三十五、

三十六、

三十七、

三十八、

三十九、

四十、

四十一、

四十二、

四十三、

四十四、

四十五、

四十六、

四十七、

四十八、

四十九、

五十、

五十一、

五十二、

五十三、

五十四、

五十五、

五十六、

五十七、

五十八、

五十九、

六十、

六十一、

六十二、

六十三、

六十四、

六十五、

六十六、

六十七、

六十八、

六十九、

七十、

七十一、

七十二、

七十三、

七十四、

七十五、

七十六、

七十七、

七十八、

七十九、

八十、

八十一、

八十二、

八十三、

八十四、

八十五、

八十六、

八十七、

八十八、

八十九、

九十、

九十一、

九十二、

九十三、

九十四、

九十五、

九十六、

九十七、

九十八、

九十九、

一百、

一百一、

一百二、

一百三、

一百四、

一百五、

一百六、

一百七、

一百八、

一百九、

一百十、

一百十一、

一百十二、

一百十三、

一百十四、

一百十五、

一百十六、

一百十七、

一百十八、

一百十九、

一百二十、

一百二十一、

一百二十二、

一百二十三、

一百二十四、

一百二十五、

一百二十六、

一百二十七、

一百二十八、

一百二十九、

一百三十、

一百三十一、

一百三十二、

一百三十三、

一百三十四、

一百三十五、

一百三十六、

一百三十七、

一百三十八、

一百三十九、

一百四十、

一百四十一、

一百四十二、

一百四十三、

一百四十四、

一百四十五、

一百四十六、

一百四十七、

一百四十八、

一百四十九、

一百五十、

一百五十一、

一百五十二、

一百五十三、

一百五十四、

一百五十五、

一百五十六、

一百五十七、

一百五十八、

一百五十九、

一百六十、

一百六十一、

一百六十二、

一百六十三、

一百六十四、

一百六十五、

一百六十六、

一百六十七、

一百六十八、

一百六十九、

一百七十、

一百七十一、

一百七十二、

一百七十三、

一百七十四、

一百七十五、

一百七十六、

一百七十七、

一百七十八、

一百七十九、

一百八十、

一百九十一、

一百九十二、

一百九十三、

一百九十四、

一百九十五、

一百九十六、

一百九十七、

一百九十八、

一百九十九、

一百二十、

一百二十一、

一百二十二、

一百二十三、

一百二十四、

一百二十五、

一百二十六、

一百二十七、

一百二十八、

一百二十九、

一百三十、

一百三十一、

一百三十二、

一百三十三、

一百三十四、

一百三十五、

一百三十六、

一百三十七、

一百三十八、

一百三十九、

一百四十、

一百四十一、

一百四十二、

一百四十三、

一百四十四、

一百四十五、

一百四十六、

一百四十七、

一百四十八、

一百四十九、

一百五十、

一百五十一、

一百五十二、

一百五十三、

一百五十四、

一百五十五、

一百五十六、

一百五十七、

一百五十八、

一百五十九、

一百六十、

一百六十一、

一百六十二、

一百六十三、

一百六十四、

一百六十五、

一百六十六、

一百六十七、

一百六十八、

一百六十九、

一百七十、

一百七十一、

一百七十二、

一百七十三、

一百七十四、

一百七十五、

一百七十六、

一百七十七、

一百七十八、

一百七十九、

一百八十、

一百九十一、

一百九十二、

一百九十三、

一百九十四、

一百九十五、

一百九十六、

一百九十七、

一百九十八、

一百九十九、

一百二十、

一百二十一、

一百二十二、

一百二十三、

一百二十四、

一百二十五、

一百二十六、

一百二十七、

一百二十八、

一百二十九、

一百三十、

一百三十一、

一百三十二、

一百三十三、

一百三十四、

一百三十五、

一百三十六、

一百三十七、

一百三十八、

一百三十九、

一百四十、

一百四十一、

一百四十二、

一百四十三、

一百四十四、

一百四十五、

一百四十六、

一百四十七、

一百四十八、

一百四十九、

一百五十、

一百五十一、

一百五十二、

官 報 (号 外)

四、自然環境の保護及び整備に関する件

五、快適環境の創造に関する件

六、公害健康被害救済に関する件

七、公害紛争の処理に関する件

八、平成十五年度特別会計予備費使用総調書
及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾
を求めるの件)(第百五十九回国会、内閣提
出)

九、平成十五年度一般会計歳入歳出決算
平成十五年度特別会計歳入歳出決算
平成十五年度国税収納金整理資金受払計
算書

十、予算の実施状況に関する件

十一、決算行政監視委員会

十二、公害健康被害救済に関する件

十三、安全保全委員会

十四、國の安全保障に関する件

十五、予算委員会

九、平成十五年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)（第百五十九回国会、内閣提出）

一〇、歳入歳出の実況に関する件

一一、国有財産の増減及び現況に関する件

一二、政府関係機関の經理に関する件

一三、国が資本金を出資している法人の会計に関する件

一四、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件

一五、行政監視に関する件

議院運営委員会

一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(山花郁夫君外一名提出、第百五十九回国会衆法第四六号)

二、国立国会図書館法の一部を改正する法律案(鳩山由紀夫君外五名提出、第百五十九回国会衆法第五一号)

三、国会法等改正に関する件

四、議長よりの諮問事項

五、その他議院運営委員会の所管に属する事項

災害対策特別委員会

一、災害対策に関する件

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会

一、永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等の付与に関する法律案(冬柴鐵三君外二名提出、第百五十九回国会衆法第三二号)

二、公職選挙法の一部を改正する法律案(中井治君外五名提出、第百五十九回国会衆法第三二号)

三、衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（中井治君外五名提出、第百五十九回国会衆法第三三号）

四、公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（中井治君外五名提出、第百五十九回国会衆法第三五号）

五、政治資金規正法の一部を改正する法律案（佐田玄一郎君外九名提出、衆法第一二号）

六、政治資金規正法等の一部を改正する法律案（仙谷由人君外四名提出、衆法第一〇号）

七、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する件

冲縄及び北方問題に関する特別委員会

一、冲縄及び北方問題に関する件

青少年問題に関する特別委員会

一、青少年問題に関する件

武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会

一、武力攻撃事態等への対処に関する件

国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会

一、国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動等に関する件

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

一、北朝鮮による拉致問題等に関する件

本日内閣から、少子化社会対策基本法第九条の規定に基づく平成十五年度少子化の状況及び少子化教育及び人権啓発に関する施策についての年次報告に対する件

本日内閣から、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五条の規定に基づく破綻金融機関する法律第八条の規定に基づく平成十五年度人権定に基づく平成十五年度少子化の状況及び少子化教育及び人権啓発に関する施策についての年次報告を受領した。

本日内閣から、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第八条の規定に基づく平成十五年度人権定に基づく平成十五年度少子化の状況及び少子化教育及び人権啓発に関する施策についての年次報告を受領した。

本日内閣を経由して日本銀行総裁から、日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書を受領した。

本日議長は、フィリピン共和国において発生した台風による被害に対し、フランクリン・ドリロン同国上院議長宛、見舞電報を発送した。

右の議案を発議する。

平成十六年十二月二日

発議者

溝手 顕正
小斎平敏文
櫻井 充
弘友 和夫

賛成者

荻原 健司
北川イッセイ
末松 信介
二之湯 智
三浦 一水
工藤堅太郎
下田 敦子
藤原 正司
谷合 正明
参考議院議長 扇 千景殿

岸 信夫
小泉 昭男
平田 健二
中川 雅治
松村 祥史
大江 康弘
芝 博一
藤本 祐司
柳澤 光美
鶴淵 洋子

金田 勝年
松山 政司
岸 信夫
小泉 昭男
平田 健二
中川 雅治
松村 祥史
大江 康弘
芝 博一
藤本 祐司
柳澤 光美
鶴淵 洋子

日本交流百五十周年に当たり日米友好関係の
増進に関する決議案

右の議案を発議する。

平成十六年十二月二日

発議者

溝手 顕正
小斎平敏文
櫻井 充
弘友 和夫

賛成者

荻原 健司
北川イッセイ
末松 信介
二之湯 智
三浦 一水
工藤堅太郎
下田 敦子
藤原 正司
谷合 正明
参考議院議長 扇 千景殿

岸 信夫
小泉 昭男
平田 健二
中川 雅治
松村 祥史
大江 康弘
芝 博一
藤本 祐司
柳澤 光美
鶴淵 洋子

日本交流百五十周年に当たり日米友好関係の
増進に関する決議案

太平洋を結んで友好親善の関係を築いた日米両

国は、その後、戦火を交えるという不幸な一時期を経験したが、両国国民の努力により、これを乗り越え、福広い分野で確固たる邦交関係を育む

に至つてゐる。今日、両国は、固い友情と絆に結ばれ、自由、民主主義、人権の尊重という基本的な価値を分かち合い、世界の平和と繁栄のために緊密に協力している。両国の国民は相互の文化と人間性に対する尊敬と親愛の念を基礎に幅広い交流を進めてゐる。

報 (号外)

を通じて地域の発展と国際平和の実現を目指し、最大限の努力を継続すべきことを、ここに銘記する。

日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律案は、多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

參議院議長 扇 總務委員長 木村
千景殿 仁

第一条 この法律は、日本郵政公社がその業務の

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、日本郵政公社がその業務の特例として証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等を行うことができるようにするための措置等を定めるとともに、日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等が投資信託委託業者等の経営に及ぼす影響にかんがみ、日

特例として証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等を行うことができるようにするための措置等を定めるとともに、日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等が投資信託委託業者等の経営に及ぼす影響にかんがみ、日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等に係る証券投資信託の選定等に関し必要な事項を定めるものとする。

の募集の取扱い等」とは、次に掲げる業務をい
う。

一 証券投資信託の受益証券の募集の取扱い

二 証券投資信託の受益証券の保護預り

三 社債等の振替に関する法律(平成十三年法
律第七十五号)第二条第四項の口座管理機関
として行う振替業(証券投資信託の受益証券
に係るものに限る。)

本郵政公社による証券投資信託の多種証券の募集の取扱い等に係る証券投資信託の選定の方
法、差別的取扱いの禁止等を定めようとするも

一、費用
のであって、おおむね妥当な措置と認めます。

第二条 この法律において「証券投資信託」とは、
投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十一
六年去川律百九十八号)第二条第四項に規定す

（日本郵政公社の業務の特例）

は、同条第十八項に規定する投資信託委託業者をいう。

この法律において「証券投資信託の受益証券」とは、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項第七号に掲げる有価証券(同号

に掲げる有価証券が発行されていない場合に
あつては、当該有価証券が発行されていたとす

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

れば当該有価証券に表示されるべき権利を含む。)のうち証券投資信託に係るものをいう。

(日本郵政公社法の適用)

この法律において「募集」とは、証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。

行われる場合には、次の表の上欄に掲げる日本郵政公社法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十九条第三項 前二項に規定する業務の二項に規定する業務

前

二項は夫婦でござる所

前二項及び日本郵政公社による証券 投資信託の受益証券の募集の取扱い 等のための日本郵政公社の業務の特 例等に関する法律(平成十六年法律)

官 報 (号 外)

第二十三条第一項	総務大臣	総務大臣(証券投資信託業務特例法第三条に規定する業務のほか、これらの規定に規定する業務)	号。以下「証券投資信託業務特例法」という。)第三条に規定する業務のほか、これらの規定に規定する業務
第二十三条第二項	総務省令	総務省令(特例業務に係るものについては、内閣総理大臣及び総務大臣)	総務大臣(証券投資信託業務特例法第三条に規定する業務(以下「特例業務」という。)に係るものについては、内閣総理大臣及び総務大臣)
第二十四条第五項及び第六項	第十六号までに掲げる業務	第十六号まで並びに証券投資信託業務特例法第三条第一号に掲げる業務	第十六号まで並びに証券投資信託業務特例法第三条第一号に掲げる業務
第五十八条第一項	総務大臣	総務大臣(特例業務については、内閣総理大臣又は総務大臣)	総務大臣(特例業務については、内閣府令・総務省令)
第六十一条	総務大臣	郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律	郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律、証券投資信託業務特例法
第七十二条第一号	総務大臣の認可又は承認	総務大臣(特例業務については、内閣総理大臣及び総務大臣)	総務大臣若しくは内閣総理大臣及び総務大臣の認可又は総務大臣の承認
第七十二条第四号	第十九条第一項から第三項までに規定する業務	第十九条第一項から第三項まで及び証券投資信託業務特例法第三条に規定する業務	第十九条第一項から第三項まで及び証券投資信託業務特例法第三条に規定する業務

(権限の委任に関する証券取引法の準用)
第五条 第三条の規定により日本郵政公社の業務が行われる場合には、証券取引法第一百九十四条の六第一項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「この法律」とあるのは「日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等」である。

平成十六年十二月三日 参議院会議録第十一号 日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律案

第六十五条第二項、第六十五条の二第一項、第六十六条の二並びに第二百一十二条第二項	協同組織金融機関	銀行若しくは協同組織金融機関	「協同組織金融機関」という。)
第六十五条第二項、第六十五条の二第一項、第六十六条の二並びに第二百一十二条第二項	協同組織金融機関	銀行、協同組織金融機関、日本郵政公社	「協同組織金融機関」という。)、日本郵政公社
第六十五条第二項、第六十五条の二第一項、第六十六条の二並びに第二百一十二条第二項	使用者	使用者(日本郵政公社にあつては、職員)	使用者(日本郵政公社にあつては、職員)
第六十五条第二項、第六十五条の二第一項、第六十六条の二、第一百九十八条の三、第二百九十八条の四、第二百七十七条第一項	金融機関	金融機関、日本郵政公社	金融機関、日本郵政公社

に関する法律第四条の規定により読み替えて適用する日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)と、同条第三項中「権限(前項の規定により委員会に委任されたものを除く。)」とあるのは「権限」と読み替えるものとする。
(証券取引法の適用)
第六条 第三条の規定により日本郵政公社の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる証券取引法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の適用)

第七条 第三条の規定により日本郵政公社の業務が行われる場合には、金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律(平成十四年法律第三十二条)第十三条第二項中「第六十五条の二第一項(日本

一項」とあるのは、「第六十五条の二第一項(日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律の適用)

三十二条)第十三条第二項中「第六十五条の二第一項(日本

郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律(平成十六年法律第

六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」と、「同法」とあるのは、「証券取引法」とす

る。

(証券投資信託の選定)

第八条 第六条の規定により読み替えて適用する証券取引法第六十五条の二第一項の登録を受けた日本郵政公社(以下「登録郵政公社」という。)

は、証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等に係る証券投資信託を選定しようとするときは、公募の方法によらなければならない。この

場合において、登録郵政公社は、内閣府令・総務省令で定めるところにより、公募の方針による選定の手続を定め、これを公表しなければならない。

2 登録郵政公社は、前項の規定により証券投資信託を選定したときは、内閣府令・総務省令で定めるところにより、その結果を公表しなければならない。(手数料等)

第九条 登録郵政公社は、証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等に関し、利用者から徴収する手数料その他の料金を定め、又は変更しようとするときは、証券投資信託の受益証券の募集

の取扱い等に要する費用のうち登録郵政公社が負担するものを償つに足るようにして、かつ、投

資信託委託業者、証券会社(証券取引法第二条第一項に規定する証券会社をいう。)及び登録金融機関(同法第六十五条の二第三項に規定する

登録金融機関をいう。)の同種の手数料その他の料金を勘案しなければならない。

(差別的取扱いの禁止)

第十条 登録郵政公社は、第八条第一項の規定により選定した証券投資信託について、証券投資信託の受益証券の募集の取扱いを行うに当たつては、特定の証券投資信託に対して、不当に差

別的な取扱いをしてはならない。

(証券投資信託の受益証券の保護預り等の制限)

第十二条 登録郵政公社は、第二条第四項第二号、第四号及び第五号に掲げる業務について

は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ当該各号に定める者から請求がある場合に限り、行うことができる。

二 第二条第四項第二号に掲げる業務 登録郵

政公社が行う同項第一号に掲げる業務により証券投資信託の受益証券を取得した者又はそ

の相続人その他の一般承継人

一 第二条第四項第四号及び第五号に掲げる業

務 次に掲げる者

イ 前号に定める者

ロ 社債等の振替による登録郵政公社に証券投資信託の受益証券を処分しなければならない。

二 第二条第四項第四号及び第五号に掲げる業

務 次に掲げる者

イ 前号に定める者

ロ 社債等の振替による登録郵政公社に証券投資信託の受益証券を処分しなければならない。

2 登録郵政公社は、証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等に関し、利用者から徴収する手数料その他の料金を定め、又は変更しようとするときは、証券投資信託の受益証券の募集

(内閣府令・総務省令への委任)

第十二条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(株式等の取引に係る決済の合理化を図るために社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

附則第一百三十六条を附則第一百三十七条とし、附則第一百三十五条を附則第一百三十六条とし、附則第一百三十四条を附則第一百三十五条とし、附則第一百三十三条の次に次の一条を加える。

(日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律の一部改正)

第二十条 日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政

公社の業務の特例等に関する法律(平成十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

(第五条を次のように改める)

(権限の委任等に関する証券取引法の準用)

第五条 第三条の規定により日本郵政公社の業務が行われる場合には、証券取引法第百九十四条の六(第二項を除く。)及び第一百九十四条の七の規定を準用する。この場合に

おいて、次の表の上欄に掲げる同法の規定

中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものと

十六年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項第三号及び第十二条第一項第

二号口中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(証券取引法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五条 証券取引法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第四号中「附則第二十条」を「附則第二十条及び第二十一条」に改める。

附則第二十三条を附則第二十四条とし、附則第二十二条から第二十二条までを二条ずつ繰り下げ、附則第十九条の次に次の一条を加える。

(日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律の一部改正)

第二十条 日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政

公社の業務の特例等に関する法律(平成十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

(第五条を次のように改める)

(権限の委任等に関する証券取引法の準用)

第五条 第三条の規定により日本郵政公社の業務が行われる場合には、証券取引法第百九十四条の六(第二項を除く。)及び第一百九十四条の七の規定を準用する。この場合に

おいて、次の表の上欄に掲げる同法の規定

中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものと

第一百九十四条の六	この法律
第一項 第一百九十四条の六	日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律第四条の規定により読み替えて適用する日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)
第二項 第一百九十四条の六	権限(前項の規定により委員会に委任されたものを除く。) 第二十六条(第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十七条(第二十二第一項(第二十七条规定の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)及び第二項、第二十二条の二第二項において準用する場合を含む。)から第三項(第六十四条の十第三項において準用する場合を含む。)まで、第六十五条の二第二項、第十七条の三十、第五十九条第一項(第六十四条の十第三項において準用する場合を含む。)から第三項(第六十九条の七十七、第一百三十三条の三、第一百六条の六、第一百六条の十六、第一百六条の二十、第一百六条の二十七、第一百五十一条、第一百五十五条の九、第一百五十六条の十五並びに第一百五十六条の三十四)を委員会
第三項 第一百九十四条の六	日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律第四条の規定により読み替えて適用する日本郵政公社法第五十八条第一項
前条第二項又は第三項 第一百九十四条の六	第六条を第七条とし、第五条の次に第一条を加える。 (金融庁設置法の適用) 第六条 第三条の規定により日本郵政公社の業務が行われる場合には、金融庁設置法(平成十年法律第百三十号)第八条中「証券取引法」とあるのは、「証券取引法(日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律(平成十六年法律第百三十九号)において準用する場合を含む。第二十条第一項において同じ。)」とする。

二条とする。 第十条中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第十一条とする。 第九条を第十条とする。 第八条第一項中「第六条」を「第七条」に改め、同条を第九条とする。 第七条中「第六条」を「第七条」に改め、同条を第八条とする。 第六条を第七条とし、第五条の次に第一条を加える。 (金融庁設置法の適用) 第六条 第三条の規定により日本郵政公社の業務が行われる場合には、金融庁設置法(平成十年法律第百三十号)第八条中「証券取引法」とあるのは、「証券取引法(日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律(平成十六年法律第百三十九号)において準用する場合を含む。第二十条第一項において同じ。)」とする。	第一条 委員会の決定の理由 本法律案は、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、障害基礎年金等の受給権を有していない障害者に特別障害給付金を支給することにより、その福祉の増進を図ろうとするものであり、妥当な措置と認めることとする。 なお、別紙の附帯決議を行つた。 一、費用 本法施行に必要な経費として、初年度で約百億円、平年度で約百三十億円が見込まれる。 附帯決議 政府は、国民年金制度の発展過程で生じた無年金障害者の福祉の増進を図ることは喫緊の課題であるとの認識の下、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。 一、無年金障害者の生活を支える家族の高齢化等の実情を踏まえ、国民年金制度に加入できなかつた在日外国人その他、特定障害者以外の無年金障害者に対する福祉的措置については、本法の附則の規定に基づいて、早急に検討を開始し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。 二、国民年金に加入できなかつた在日外国人及び在外邦人を含む現在無年金となつている高齢者の社会保障制度における位置付けについても所要の検討を行うこと。 三、特定障害者の基礎的な生活の支えとなる特別障害給付金の額については、今後の障害基礎年金等の水準の推移を踏まえて検討すること。
厚生労働委員長 岸 宏一 参議院議長 扇 千景殿 平成十六年十二月一日	審査報告書 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律案 右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

四、本法の施行に当たつては、申請窓口となる市町村との連携を図りつつ、特別障害給付金の制度についての周知徹底を図るとともに、受給者が障害を有することに配慮して、請求手続の簡便化及び認定の迅速化等に努めること。

五、今後、無年金者及びその可能性のある者の実態に関する調査を行うとともに、無年金者が発生するがないよう、万全の体制整備に努めること。

右決議する。

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律案をここに送付する。

平成十六年十一月二十五日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

官報(号外)

進を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者であつて、国民年金法(昭和三十四年法律第二百四十一号)の規定による障害基礎年金その他障害を支給事由とする政令で定める給付を受ける権利を有しているものをいう。

一 疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病(以下「傷病」という。)について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日(以下「初診日」といひ、昭和六十一年三月三十一日以前にあるものに限る。)において国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十四号)第一

条の規定による改正前の国民年金法第七条第二項第七号又は第八号に該当し、かつ、同法附則第六条第一項の規定による被保険者でなかつた者であつて、その傷病により現に国民年金法第三十条第二項に規定する障害等級(以下「障害等級」という。)に該当する程度の障害の状態にあるもの(当該傷病による障害と当該傷病の初診日以前に初診日のある傷病による障害とを併合して障害等級に該当するものに限る。次号において同じ。)

二 監獄、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき。

(特別障害給付金の額)

第四条 特別障害給付金は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、四万円

(障害の程度が障害等級の一級に該当する特定障害者にあつては、五万円)とする。

(特別障害給付金の額の自動改定)

第五条 前条に規定する特別障害給付金の額については、総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数(以下「物価指数」という。)が平成十六年(この項の規定による特別障害給付金の額の改定の措置が講じられたときは、直近の上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月以降の当該特別障害給付金の額を超える)において国民年金法等の一部を改正する法律(平成元年法律第八十六号)第一条の規定

定による改正前の国民年金法第七条第一項第一号に該当し、かつ、同法附則第五条第一

項の規定による被保険者でなかつた者であつて、その傷病により現に障害等級に該当する

程度の障害の状態にあるものによる

政令で定める給付を受ける権利を有していないものをいう。

(特別障害給付金の支給)

第三条 国は、特定障害者に対し、特別障害給付金を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、特別障害給付金は、特定障害者が次の各号のいずれかに該当するとき(第二号に該当する場合にあつては、厚生労働省令で定める場合に限る。)は、支給しない。

一 日本国に住所を有しないとき。

二 監獄、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき。

(特別障害給付金の額)

第四条 特別障害給付金は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、四万円

(障害の程度が障害等級の一級に該当する特定障害者にあつては、五万円)とする。

(特別障害給付金の額の自動改定)

第五条 前条に規定する特別障害給付金の額については、総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数(以下「物価指数」という。)が平成十六年(この項の規定による特別障害給付金の額の改定の措置が講じられたときは、直近の上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月以降の当該特別障害給付金の額を超える)において国民年金法等の一部を改正する法律(平成元年法律第八十六号)第一条の規定

2 前項の規定による特別障害給付金の額の改定の措置は、政令で定める。

第六条 特定障害者は、特別障害給付金の支給を受けようとするときは、六十五歳に達する日の前日までに、社会保険庁長官に対し、その受給資格及び特別障害給付金の額について認定の請求をしなければならない。

第七条 特別障害給付金の支給は、特定障害者が前条第一項又は第二項の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、特別障害給付金を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

2 特定障害者が災害その他やむを得ない理由により前条第一項又は第二項の規定による認定の請求をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後十五日以内にその請求をしたときは、特別障害給付金の支給は、前項の規定にかかわらず、特定障害者がやむを得ない理由により認定の請求をすることができなくなつた日の属する月の翌月から始める。

第一条 この法律は、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、障害基礎年金等の受給権を有していない障害者に特別障害給付金を支給することにより、その福祉の増

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 特別障害給付金の支給(第三条—第十一条)

第三章 不服申立て(第十七条)

第四章 雜則(第十八条—第三十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、障害基礎年金等の受給権を有していない障害者に特別障害給付金を支給することにより、その福祉の増

定による改正前の国民年金法第七条第一項第一号に該当し、かつ、同法附則第五条第一

項の規定による被保険者でなかつた者であつて、その傷病により現に障害等級に該当する

程度の障害の状態にあるものによる

政令で定める給付を受ける権利を有していないものをいう。

(特別障害給付金の支給)

第三条 国は、特定障害者に対し、特別障害給付金を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、特別障害給付金は、特定障害者が次の各号のいずれかに該当するとき(第二号に該当する場合にあつては、厚生労働省令で定める場合に限る。)は、支給しない。

一 日本国に住所を有しないとき。

二 監獄、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されているとき。

(特別障害給付金の額)

第四条 特別障害給付金は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、四万円

(障害の程度が障害等級の一級に該当する特定障害者にあつては、五万円)とする。

(特別障害給付金の額の自動改定)

第五条 前条に規定する特別障害給付金の額については、総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数(以下「物価指数」という。)が平成十六年(この項の規定による特別障害給付金の額の改定の措置が講じられたときは、直近の上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月以降の当該特別障害給付金の額を超える)において国民年金法等の一部を改正する法律(平成元年法律第八十六号)第一条の規定

2 前項の規定による特別障害給付金の額の改定の措置は、政令で定める。

第六条 特定障害者は、特別障害給付金の支給を受けようとするときは、六十五歳に達する日の前日までに、社会保険庁長官に対し、その受給資格及び特別障害給付金の額について認定の請求をしなければならない。

第七条 特別障害給付金の支給は、特定障害者が前条第一項又は第二項の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、特別障害給付金を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

2 特定障害者が災害その他やむを得ない理由により前条第一項又は第二項の規定による認定の請求をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後十五日以内にその請求をしたときは、特別障害給付金の支給は、前項の規定にかかわらず、特定障害者がやむを得ない理由により認定の請求をすることができなくなつた日の属する月の翌月から始める。

八月、十月及び十二月の六期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた特別障害給付金又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の特別障害給付金は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

(特別障害給付金の額の改定時期)

第八条 特別障害給付金の支給を受けている者につき、障害の程度が増進した場合における特別障害給付金の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。

2 前条第二項の規定は、前項の改定について準用する。

3 特別障害給付金の支給を受けている者につき、障害の程度が低下した場合における特別障害給付金の額の改定は、その低下した日の属する月の翌月から行う。

(支給の制限)

第九条 特別障害給付金は、特定障害者の前年の所得が、その者の所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて、政令で定める額を超えるときは、その年の八月から翌年の七月までは、政令で定めるところにより、その額の全部又は二分の一に相当する部分を支給しない。

第十一条 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は政令で定めるその他の財産につき被害金額(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね二分の一

八月、十月及び十二月の六期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた特別障害給付金又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の特別障害給付金は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

(特別障害給付金の額の改定時期)

一以上である損害を受けた者(以下「被災者」という。)がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の七月までの特別障害給付金については、その損害を受けた年の前年又は前々年に於ける当該被災者の所得に関する前条の規定を適用しない。

2 前項の規定により同項に規定する期間に係る特別障害給付金が支給された場合において、当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、その扶養親族等の有無及び数に応じて、前条の政令で定める額を超えるときは、当該被災者に支給された特別障害給付金で同項に規定する期間に係るものに相当する金額の全部又は二分の一に相当する部分を国に返還しなければならない。

第十二条 故意に障害又はその直接の原因となつた事故を生じさせた者の当該障害については、これを支給事由とする特別障害給付金は、支給しない。

第十三条 故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わぬことにより、障害若しくはその原因となつた事故を生じさせ、又は障害の程度を増進させた者の当該障害については、これを支給することができる。

第十四条 特別障害給付金は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

一 特定障害者が、正当な理由がなくして、第二

十八条第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたとき。

二 特定障害者が、正当な理由がなくして、第二十八条第二項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。

第十五条 特別障害給付金の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第二十七条第一項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、特別障害給付金の支払を一時差し止めることができる。

(支給の調整)

第十六条 特別障害給付金は、特定障害者が国民年金法の規定による老齢基礎年金その他政令で定める給付を受けることができるときは、政令で定めるところにより、その額の全部又は一部を支給しない。ただし、当該給付の全額につきその支給が停止されているときは、この限りでない。

第十七条 社会保険庁長官のした特別障害給付金の支給に関する処分は、国民年金法に基づく処分とみなして、同法第一百一条及び第一百二条の規定並びに社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)の規定を適用する。

第二章 不服申立て

第十八条 特別障害給付金の支給を受ける権利は、五年を経過したときは、時効によつて消滅する。

(時効)

第二十一条 特別障害給付金の支給を受ける権利は、五年を経過したときは、時効によつて消滅する。

第二十二条 偽りその他不正の手段により特別障害給付金の支給を受けた者があるときは、社会保険庁長官は、國稅徵收の例により、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 国民年金法第九十六条第一項から第五項まで、第九十七条及び第九十八条の規定は、前項の規定による徴収金の徴収について準用する。

(受給権の保護)

第二十三条 特別障害給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(公課の禁止)

第二十四条 租税その他の公課は、特別障害給付

にかかるらず、政令で特別の定めをすることができる。

(費用の負担)

第十九条 特別障害給付金の支給に要する費用は、その全額を国庫が負担する。

2 国庫は、毎年度、予算の範囲内で、特別障害給付金に関する事務の執行に要する費用を負担する。

(事務費の交付)

第二十条 国は、政令で定めるところにより、市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対し、市町村長がこの法律又はこの法律に基づく政令の規定によって行う事務の処理に必要な費用を交付する。

(事務費の交付)

第二十一条 特別障害給付金の支給を受ける権利は、五年を経過したときは、時効によつて消滅する。

(時効)

第二十二条 偽りその他不正の手段により特別障害給付金の支給を受けた者があるときは、社会保険庁長官は、國稅徵收の例により、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

(時効)

第二十三条 特別障害給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(公課の禁止)

第二十四条 租税その他の公課は、特別障害給付

金として支給を受けた金額を標準として、課すことのできない。

(期間の計算)

第二十五条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法(明治二十九年法律第八十九号)の期間に関する規定を準用する。

(戸籍事項の無料証明)

第二十六条 市町村長(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする)は、社会保険庁長官又は特定障害者に対する規定で定めるところにより、特定障害者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(届出)

第二十七条 特別障害給付金の支給を受けている者は、厚生労働省令で定めるところにより、社会保険庁長官に対し、厚生労働省令で定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令で定める書類その他の物件を提出しなければならない。

2 特別障害給付金の支給を受けている者が死亡したときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の規定による死亡の届出義務者は、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を社会保険庁長官に届け出なければならない。

3 前二項の規定による届出又は提出は、当該届出又は提出をする者の住所地の市町村長を経由して行わなければならぬ。

(調査)

第二十八条 社会保険庁長官は、必要があると認めたときは、特定障害者に対して、受給資格の有無及び特別障害給付金の額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件を提出すべ

きことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し特定障害者その他の関係者に質問させることができる。

2 社会保険庁長官は、必要があると認めるときは、特定障害者に対して、その指定する医師若しくは歯科医師の診断を受けるべきことを命じ、又は当該職員をして特定障害者の障害の状態を診断させることができる。

(資料の提供等)

3 前二項の規定によつて質問又は診断を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(市町村長が行う事務)

第三十一条 特別障害給付金の支給に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、市町村長が行つこととすることができる。

(事務の区分)

第三十二条 第六条第三項及び第二十七条第三項の規定により市町村が処理することとされる事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(命令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に関し必要な事項は、命令で定めること。

第三十四条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とする範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(特別障害給付金の支払の調整)

第三十五条 偽りその他不正の手段により特別障害給付金を受けた者は、三年以下の懲役又は百万元以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条があるときは、

刑法による。

第三十六条 第二十七条第二項の規定に違反して届出をしなかつた戸籍法の規定による死亡の届出義務者は、十万円以下の過料に処する。

に相当する金額の全部又は二分の一に相当する部分を返還すべき場合におけるその返還すべき金額及び特別障害給付金の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額おける当該特別障害給付金の当該減額すべきであつた部分についても、同様とする。

第二条 日本国籍を有していないなかつたため障害基礎年金の受給権を有していない障害者その他の障害を支給事由とする年金たる給付を受けられない特定障害者以外の障害者に対する福祉的措置については、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を踏まえ、障害者の福祉に関する施策との整合性等に十分留意しつつ、今後検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 前条の規定による死亡の届出義務者は、十万円以下の過料に処する。

(附則)

第三十六条 第二十七条第二項の規定に違反して

届出をしなかつた戸籍法の規定による死亡の届

出義務者は、十万円以下の過料に処する。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 前条の規定による死亡の届出義務者は、

十万円以下の過料に処する。

(附則)

第三十六条 第二十七条第二項の規定に違反して

届出をしなかつた戸籍法の規定による死亡の届

出義務者は、十万円以下の過料に処する。

(別表第一に次のように加える。)

発達障害者支援法案

右の本院提出案をここに送付する。

平成十六年十一月二十五日

参議院議長 扇 千景殿

衆議院議長 河野 洋平

発達障害者支援法

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 児童の発達障害の早期発見及び発達障害者の支援のための施策

第三章 発達障害者支援セントター等(第十四条)

第四章 補則(第二十条—第二十五条)

第一 chapter 総則

(目的)

第一条 この法律は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要なことにかんがみ、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めること

により、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もつてその福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これらに類する脳機能の障害であつてその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

十三条) この法律において「発達障害児」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害児のうち十八歳未満のものをいう。

3 この法律において「発達支援」とは、発達障害者に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う発達障害の特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第一条 この法律は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要なことにかんがみ、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めること

第二章 児童の発達障害の早期発見及び発達障害者の支援のための施策

2 国及び地方公共団体は、発達障害児に対し、その者の状況に応じて適切に、就学前の発達支援、学校における発達支援その他の発達支援が行われるとともに、発達障害者に対する就労、地域における生活等に関する支援及び発達障害者の家族に対する支援が行われるよう、必要な措置を講じるものとする。

3 発達障害者の支援等の施策が講じられるに当たっては、発達障害者及び発達障害児の保護者(親権を行ふ者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)の意思ができる限り尊重されなければならないものとする。

4 国及び地方公共団体は、発達障害者の支援等の施策を講じるに当たっては、医療、保健、福祉、教育及び労働に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保するとともに、犯罪等により発達障害者が被害を受けること等を防止するため、これらの部局と消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関との必要な協力体制の整備を行うものとする。

(国民の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要なことにかんがみ、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めること

5 都道府県は、市町村の求めに応じ、児童の発達障害の早期発見に関する技術的事項についての指導、助言その他の市町村に対する必要な技

第二章 児童の発達障害の早期発見及び発達障害者の支援のための施策

(児童の発達障害の早期発見等)

2 市町村の教育委員会は、学校保健法(昭和三十三年法律第五十六号)第四条に規定する健康診断を行うに当たり、発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。

3 市町村は、児童に発達障害の疑いがある場合には、適切に支援を行うため、当該児童についての継続的な相談を行うよう努めるとともに、必要に応じ、当該児童が早期に医学的又は心理学的判定を受けることができるよう、当該児童の保護者に対し、第十四条第一項の発達障害者の支援センター、第十九条の規定により都道府県が確保した医療機関その他の機関(次条第一項において「センター等」という。)を紹介し、又は助言を行うものとする。

4 市町村は、前二項の措置を講じるに当たっては、当該措置の対象となる児童及び保護者の意思を尊重するとともに、必要な配慮をしなければならない。

5 都道府県は、市町村の求めに応じ、児童の発達障害の早期発見に関する技術的事項についての指導、助言その他の市町村に対する必要な技

平成十六年十二月三日 参議院会議録第一号

発達障害者支援法案

一九

術的援助を行うものとする。

(早期の発達支援)

第六条 市町村は、発達障害児が早期の発達支援を受けることができるよう、発達障害児の保護者に対し、その相談に応じ、センター等を紹介し、又は助言を行い、その他適切な措置を講じるものとする。

2 前条第四項の規定は、前項の措置を講じる場合について準用する。

3 都道府県は、発達障害児の早期の発達支援のために必要な体制の整備を行うとともに、発達障害児に対して行われる発達支援の専門性を確保するため必要な措置を講じるものとする。

(保育)

第七条 市町村は、保育の実施に当たっては、発達障害児の健全な発達が他の児童と共に生活することを通じて図られるよう適切な配慮をするものとする。

(教育)

第八条 国及び地方公共団体は、発達障害児(十八歳以上の発達障害者であつて高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校及び養護学校に在学する者を含む。)がその障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるようにするため、適切な教育的支援、支援体制の整備その他必要な措置を講じるものとする。

2 大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をするもの

とする。

(放課後児童健全育成事業の利用)

第九条 市町村は、放課後児童健全育成事業について、発達障害児の利用の機会の確保を図るために、適切な配慮をするものとする。

(就労の支援)

第十条 都道府県は、発達障害者の就労を支援するため必要な体制の整備に努めるとともに、公

(発達障害者の家族への支援)

共職業安定所、地域障害者職業センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第十九条第一項第三号の地

域障害者職業センターをいう。)、障害者就業・

生活支援センター(同法第三十三条の指定を受けた者をいう。)、社会福祉協議会、教育委員会

その他の関係機関及び民間団体相互の連携を確

保しつつ、発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保に努めなければならない。

(発達障害者支援センター等)

第十三条 都道府県及び市町村は、発達障害児の保護者が適切な監護をすることができるように

すること等を通じて発達障害者の福祉の増進に寄与するため、児童相談所等関係機関と連携を図りつつ、発達障害者の家族に対し、相談及び

助言その他の支援を適切に行うよう努めなければならない。

(秘密保持義務)

第十四条 都道府県知事は、次に掲げる業務を、

社会福祉法人その他の政令で定める法人であつて当該業務を適正かつ確実に行うことができる

と認めて指定した者(以下「発達障害者支援センター」という。)に行わせ、又は自ら行うことができる。

(地域での生活支援)

第十五条 発達障害者支援センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、職務上知ることのできた個人の秘密を漏らしてはならない。

(報告の徴収等)

第十六条 都道府県知事は、発達障害者支援セン

ターの第十四条第一項に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるとき

は、当該発達障害者支援センターに対し、その業務の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、当該発達障害者支援センターの事業所若しくは事務所に立ち入り、その業務の状況に關し必要な調査若しくは質問をさせることができる。

一 発達障害の早期発見、早期の発達支援等に資するよう、発達障害者及びその家族に対し、専門的に、その相談に応じ、又は助言を行うこと。

(報告の徴収等)

2 前項の規定により立入調査又は質問をする職

必要な支援に努めなければならない。

(権利擁護)

第十二条 国及び地方公共団体は、発達障害者が、その発達障害のために差別されること等権利利益を害されがないようにするため、権利擁護のために必要な支援を行うものとする。

(就労の支援)

第十三条 都道府県及び市町村は、発達障害者の家族への支援

(発達障害者の家族への支援)

第十四条 都道府県及び市町村は、発達障害児の保護者が適切な監護をすることができるように

(秘密保持義務)

第十五条 発達障害者支援センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、職務上知ることのできた個人の秘密を漏らしてはならない。

(報告の徴収等)

第十六条 都道府県知事は、発達障害者支援セン

ターの第十四条第一項に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるとき

は、当該発達障害者支援センターに対し、その業務の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に、当該発達障害者支援センターの事業所若しくは事務所に立ち入り、その業務の状況に關し必要な調査若しくは質問をさせることがで

就労の支援を行うこと。

(医療、保健、福祉、教育等に関する業務)

三 医療、保健、福祉、教育等に関する業務(次号において「医療等の業務」という。)を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し発達障害についての情報提供及び研修を行うこと。

(医療、保健、福祉、教育等に関する業務)

四 発達障害に關して、医療等の業務を行う関

係機関及び民間団体との連絡調整を行うこ

と。

(医療、保健、福祉、教育等に関する業務)

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 前項の規定による指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行う。

(医療、保健、福祉、教育等に関する業務)

四 発達障害に關して、医療等の業務を行う関

係機関及び民間団体との連絡調整を行うこ

と。

(医療、保健、福祉、教育等に関する業務)

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 前項の規定による指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行う。

(医療、保健、福祉、教育等に関する業務)

四 発達障害に關して、医療等の業務を行う関

係機関及び民間団体との連絡調整を行うこ

と。

(医療、保健、福祉、教育等に関する業務)

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 前項の規定による指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行う。

(医療、保健、福祉、教育等に関する業務)

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 前項の規定による指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行う。

(医療、保健、福祉、教育等に関する業務)

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 前項の規定による指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行う。

(医療、保健、福祉、教育等に関する業務)

員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善命令)

第十七条 都道府県知事は、発達障害者支援センターの第十四条第一項に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該発達障害者支援センターに対し、その改善のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。(指定の取消し)

第十八条 都道府県知事は、発達障害者支援センターが第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合において、その業務の状況の把握に著しい支障が生じたとき、又は発達障害者支援センターが前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

(専門的な医療機関の確保等)

第十九条 都道府県は、専門的に発達障害の診断及び発達支援を行うことができると認める病院

又は診療所を確保しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の医療機関の相互通協力を推進するとともに、同項の医療機関に提供その他必要な援助を行うものとする。

3 第一項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善命令)

第十七条 都道府県知事は、発達障害者支援センターの第十四条第一項に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該発達障害者支援センターに対し、その改善のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第十八条 都道府県知事は、発達障害者支援センターが第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合において、その業務の状況の把握に著しい支障が生じたとき、又は発達障害者支援センターが前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

第十九条 都道府県は、専門的に発達障害の診断及び発達支援を行ふことができると認める病院

又は診療所を確保しなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の医療機関の相互通協力を推進するとともに、同項の医療機関に提供その他必要な援助を行うものとする。

3 第一項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の医療機関の相互通協力を推進するとともに、同項の医療機関に提供その他必要な援助を行うものとする。

3 第一項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四章 捕則

(民間団体への支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、発達障害者を支援するため行う民間団体の活動の活性化を図るよう配慮するものとする。

(国民に対する普及及び啓発)

第二十一条 国及び地方公共団体は、発達障害に関する国民の理解を深めるため、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(医療又は保健の業務に従事する者に対する知識の普及及び啓発)

第二十二条 国及び地方公共団体は、医療又は保健の業務に従事する者に対する知識の普及及び啓発に努めなければならない。

(専門的知識を有する人材の確保等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、発達障害者に対する支援を適切に行うことができるよう、医療、保健、福祉、教育等に関する業務に従事する職員について、発達障害に関する専門的知識を有する人材を確保するよう努めるとともに、発達障害に対する理解を深め、及び専門性

を高めるため研修等必要な措置を講じるものとする。

(調査研究)

第二十四条 国は、発達障害者の実態の把握に努めるとともに、発達障害の原因の究明、発達障害の診断及び治療、発達支援の方法等に関する必要な調査研究を行うものとする。

(大都市等の特例)

第二十五条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第三百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

(施行期日)

1 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

(見直し)

2 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

要領書 委員会の決定の理由

本法律案は、新たな法曹養成制度の整備の一環として、司法修習生に対し給与を支給する制度に代えて、司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金を国が貸与する制度を導入しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、必要な予算は、平成二十二年度以降計上される。

附 帯 決 議

政府並びに最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 修習資金の額については、法曹の使命的重要性や公共性にかんがみ、高度の専門的能力と職業倫理を備えた法曹を養成する見地から、引き

審査報告書

裁判所法の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十六年十二月一日
参議院議長 扇 千景殿
法務委員長 渡辺 孝男

官 報 (号 外)

平成十六年十二月三日

參議院會議錄第十一號 投票者氏名

官 報 (号 外)

平成十六年十二月三日 参議院会議録第十一号

投票者氏名

官 報 (号 外)

平成十六年十二月三日 参議院会議録第十一号

投票者氏名

日程第五 裁判所法の一部を改正する法律案(内)
閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二二八名

投票者氏名

椎名 一保君

吉田 博美君

吉村剛太郎君

羽田雄一郎君

白 真敷君

阿部 正俊君

愛知 治郎君

陣内 孝雄君

若林 正俊君

足立 信也君

脇 雅史君

林 久美子君

平田 健二君

青木 幹雄君

秋元 司君

鈴木 政二君

田浦 直君

田中 直紀君

田村 公平君

関口 昌一君

廣田 一君

浅野 勝人君

荒井 正吾君

田浦 関谷

田中 胜嗣君

朝日 俊弘君

伊藤 基隆君

吉田 博美君

藤原 健三君

岩井 広幸君

泉 信也君

田浦 関谷

足立 信也君

佐藤 泰弘君

鈴木 政二君

鈴木 政二君

平野 達男君

荒井 広幸君

岩井 広幸君

田浦 関谷

伊藤 基隆君

朝日 俊弘君

伊藤 基隆君

吉田 博美君

藤原 健三君

岩永 浩美君

小野 清子君

田浦 関谷

朝日 俊弘君

佐藤 泰弘君

吉田 博美君

鈴木 政二君

吉田 博美君

大仁田 厚君

太田 豊秋君

田浦 関谷

伊達 忠一君

佐藤 泰弘君

吉田 博美君

鈴木 政二君

吉田 博美君

岡田 広君

狩野 安君

田浦 関谷

伊達 忠一君

佐藤 泰弘君

吉田 博美君

鈴木 政二君

吉田 博美君

岡田 直樹君

荻原 健司君

田浦 関谷

伊達 忠一君

佐藤 泰弘君

吉田 博美君

鈴木 政二君

吉田 博美君

河合 常則君

加納 時男君

田浦 関谷

伊達 忠一君

佐藤 泰弘君

吉田 博美君

鈴木 政二君

吉田 博美君

中島 真人君

西田 吉宏君

田浦 関谷

伊達 忠一君

佐藤 泰弘君

吉田 博美君

鈴木 政二君

吉田 博美君

中原 爽君

二之湯 智君

田浦 関谷

伊達 忠一君

佐藤 泰弘君

吉田 博美君

鈴木 政二君

吉田 博美君

中島 啓雄君

中曾根 弘文君

田浦 関谷

伊達 忠一君

佐藤 泰弘君

吉田 博美君

鈴木 政二君

吉田 博美君

中村 博彦君

西島 英利君

田浦 関谷

伊達 忠一君

佐藤 泰弘君

吉田 博美君

鈴木 政二君

吉田 博美君

長谷川憲正君

西銘順志郎君

田浦 関谷

伊達 忠一君

佐藤 泰弘君

吉田 博美君

鈴木 政二君

吉田 博美君

野上浩太郎君

木俣 哲郎君

田浦 関谷

伊達 忠一君

佐藤 泰弘君

吉田 博美君

鈴木 政二君

吉田 博美君

木俣 佳丈君

木俣 佳丈君

田浦 関谷

伊達 忠一君

佐藤 泰弘君

吉田 博美君

鈴木 政二君

吉田 博美君

北澤 俊美君

北澤 俊美君

田浦 関谷

伊達 忠一君

佐藤 泰弘君

吉田 博美君

鈴木 政二君

吉田 博美君

木俣 敏幸君

木俣 敏幸君

田浦 関谷

伊達 忠一君

佐藤 泰弘君

吉田 博美君

鈴木 政二君

吉田 博美君

大江 康弘君

大江 康弘君

田浦 関谷

伊達 忠一君

佐藤 泰弘君

吉田 博美君

鈴木 政二君

吉田 博美君

尾立 源幸君

尾立 源幸君

田浦 関谷

伊達 忠一君

佐藤 泰弘君

吉田 博美君

鈴木 政二君

吉田 博美君

大久保 勉君

大久保 勉君

田浦 関谷

伊達 忠一君

佐藤 泰弘君

吉田 博美君

鈴木 政二君

吉田 博美君

喜納 昌吉君

喜納 昌吉君

田浦 関谷

伊達 忠一君

佐藤 泰弘君

吉田 博美君

鈴木 政二君

吉田 博美君

岡崎トミ子君

岡崎トミ子君

田浦 関谷

伊達 忠一君

佐藤 泰弘君

吉田 博美君

鈴木 政二君

吉田 博美君

小林 元君

小林 元君

田浦 関谷

伊達 忠一君

佐藤 泰弘君

吉田 博美君

鈴木 政二君

吉田 博美君

佐藤 彰君

佐藤 彰君

田浦 関谷

伊達 忠一君

佐藤 泰弘君

吉田 博美君

鈴木 政二君

吉田 博美君

木俣 駿介君

木俣 駿介君

田浦 関谷

伊達 忠一君

佐藤 泰弘君

吉田 博美君

鈴木 政二君

吉田 博美君

佐藤 泰介君

佐藤 泰介君

田浦 関谷

伊達 忠一君

佐藤 泰弘君

吉田 博美君

鈴木 政二君

吉田 博美君

佐藤 泰介君

佐藤 泰介君

田浦 関谷

伊達 忠一君

佐藤 泰弘君

吉田 博美君

鈴木 政二君

吉田 博美君

佐藤 泰介君

佐藤 泰介君

田浦 関谷

伊達 忠一君

佐藤 泰弘君

吉田 博美君

鈴木 政二君

吉田 博美君

佐藤 泰介君

佐藤 泰介君

田浦 関谷

伊達 忠一君

佐藤 泰弘君

吉田 博美君

鈴木 政二君

吉田 博美君

佐藤 泰介君

佐藤 泰介君

田浦 関谷

伊達 忠一君

佐藤 泰弘君

吉田 博美君

鈴木 政二君

吉田 博美君

佐藤 泰介君

佐藤 泰介君

田浦 関谷

伊達 忠一君

佐藤 泰弘君

吉田 博美君

鈴木 政二君

吉田 博美君

佐藤 泰介君

佐藤 泰介君

田浦 関谷

伊達 忠一君

佐藤 泰弘君

吉田 博美君

鈴木 政二君

吉田 博美君

佐藤 泰介君

佐藤 泰介君

田浦 関谷

伊達 忠一君

佐藤 泰弘君

吉田 博美君

鈴木 政二君

吉田 博美君

佐藤 泰介君

佐藤 泰介君

田浦 関谷

伊達 忠一君

佐藤 泰弘君

吉田 博美君

鈴木 政二君

吉田 博美君

佐藤 泰介君

佐藤 泰介君

田浦 関谷

伊達 忠一君

佐藤 泰弘君

吉田 博美君

鈴木 政二君

吉田 博美君

佐藤 泰介君

佐藤 泰介君

田浦 関谷

伊達 忠一君

佐藤 泰弘君

吉田 博美君

外 報 号

反対者氏名

一六名

井上 哲士君	市田 忠義君
緒方 靖夫君	紙 智子君
小池 晃君	大門 実紀史君
吉川 春子君	仁比 聰平君
田 英夫君	小林 美恵子君
渕上 貞雄君	大田 昌秀君
糸数 慶子君	福島みづほ君
	又市 征治君
	近藤 正道君

米軍普天間飛行場代替施設建設に向けた名護

市辺野古沖のボーリング地質調査に関する質

問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十六年十一月十九日 大田 昌秀

参議院議長 扇 千景殿

米軍普天間飛行場代替施設建設に向けた名護市辺野古沖のボーリング地質調査に関する質問主意書

那覇防衛施設局は十一月十七日から、米軍普天間飛行場代替施設建設に向けた名護市辺野古沖のボーリング地質調査を開始した。今回のボーリング調査について、地元新聞の報道では、辺野古沖のリーフ周辺を埋め立てるに当たって、その影響

を調べるものと言われ、「掘削作業は海底六十三か所に、直徑一一一四センチ、深さ平均二十五メートルの穴を掘り」、かつ、「作業用足場は、水深四メートル以上二十五メートル未満用のスパット台船（二十か所）、水深二十五メートル以上用の固定ブイやぐら（十三か所）の三種類」を設置すると報じられている。このような大掛かりな作業が周辺海域の環境に影響を与えないはずはない。当然、工事に伴う騒音は、この周辺海域の藻場を餌場とし、音に敏感な国の天然記念物ジユゴンにも影響を与えるおそれがある。

そのため、環境アセスメント学会は「護岸建設は事業と一体不可分であり、海底ボーリング調査は環境アセスメントの対象にすべきだ。」と主張し、日本弁護士連合会は「環境影響評価法の趣旨をないがしろにする。」と批判しており、また、沖縄ジユゴン環境アセスメント監視団（東恩納琢磨）は、日本弁護士連合会は「環境影響評価法の趣旨をないがしろにする。」と批判しており、また、沖縄ジユゴン環境アセスメント監視団（東恩納琢磨）は、辺野古での百五十日以上にわたる調査阻止の座り込みを続け、調査の準備や開始日には、作業船を止めため海上で抗議行動を繰り返し、強く反対している。

一方、今回の調査に対して、生活の場でもある海の環境破壊を心配する地元住民は、辺野古での百五十日以上にわたる調査阻止の座り込みを続け、調査の準備や開始日には、作業船を止めため海上で抗議行動を繰り返し、強く反対している。

以上のことを勘案すると、百歩譲つて普天間代替施設建設を検討していくとしても、ボーリング調査を急ぐ必要もないし、また、急ぐべきではないと考える。

よつて、次のとおり質問する。

一、米軍普天間飛行場代替施設建設に向けた、名護市辺野古沖での那覇防衛施設局によるボーリング地質調査の必要性及び概要を明らかにされたい。

二、今回のボーリング調査は、環境影響評価法第

世界各地の海外基地見直し作業の中でどのような扱いとするのか、特に、普天間飛行場代替施設の建設まで（工期は、最短でも環境影響評価に四年、建設工事に九年半の計十三年半は必要と言わ

れている。）米軍が待つかどうかなど不明な点が多い。したがつて、「返還は五年から七年後」とした普天間飛行場は八年経つても返還されず、しかも移設先も確保されていない中で、同飛行場の返還を目玉としたSACO（沖縄に関する特別行動委員会）合意については、その実現可能性が極めて疑問であり、実質的に破綻しつつあると言わざるを得ない。

五、SACO合意は抜本的に見直すべき状況にあると思うが、この点に関する政府の考え方を示されたい。

四、本件に対する環境影響評価に関係する諸機関・団体などの懸念及び地元住民の反対の声を無視してまで、本調査を強行実施するのか、これからの対応を示されたい。

五、SACO合意は抜本的に見直すべき状況にあると思うが、この点に関する政府の考え方を示されたい。

右質問する。

平成十六年十二月三日

参議院議長 扇 千景殿

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議員大田昌秀君提出米軍普天間飛行場代替施設建設に向けた名護市辺野古沖のボーリング地質調査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員大田昌秀君提出米軍普天間飛行場代替施設建設に向けた名護市辺野古沖のボーリング地質調査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

お尋ねの「ボーリング地質調査」（以下「本件」）について

ボーリング調査」という。)については、普天間飛行場代替施設(以下「代替施設」という。)の護岸の形状等を検討するに際し、代替施設の建設予定場所及びその周辺の海底における地盤強度、地質構造等を把握する必要があることから、当該地盤強度、地質構造等に係るデータを収集するため、ボーリング機材による土の採取等を内容とする調査を行うものである。

代替施設の建設については、公有水面の埋立てに係る部分は環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第二条第一項に規定する第一種事業(以下「第一種事業」という。)に該当し、また、飛行場の設置に係る部分は同条第三項に規定する第二種事業(以下「第二種事業」という。)に該当しており、同法の規定に基づく環境影響評価を実施しているところである。

本件ボーリング調査については、当該環境影響評価における代替施設の建設に係る環境影響の予測、評価等の実施の前提となる代替施設の護岸の形状等について検討するためのデータを収集する目的で行うものであり、同法の規定の適用上、代替施設の建設に係る事業の一部といふことはできず、第一種事業及び第二種事業のいずれにも該当しないものと考えてある。

本件ボーリング調査の実施による自然環境への影響については、音、水の濁り、足場の設置

等によるものが考えられるが、例えば、足場の設置に当たつては、サンゴ及び海草藻場が分布

等によるものが考えられるが、例えば、足場の設置に当たっては、サンゴ及び海草藻場が分布する場所をできる限り避けて設置場所を選定するなど、自然環境への影響を低減するための各種の措置を講ずることにより、自然環境へ与える影響は軽微なものにできると考えている。また、本件ボーリング調査の開始後においても、必要に応じ追加の措置等を講ずることができるよう、ジユゴン、サンゴ、海草藻場その他環境に関する状況を定期的に確認することとしているところである。

本件ボーリング調査は、普天間飛行場の移設・返還に向けて建設される代替施設の護岸の形狀等を検討するためには必要不可欠な調査である。

本件ボーリング調査は、普天間飛行場の移設・返還に向けて建設される代替施設の護岸の形状等を検討するために必要不可欠な調査である。

二についてで述べたとおり、本件ボーリング調査については、第一種事業及び第二種事業のいずれにも該当せず、環境影響評価法の規定に基づく環境影響評価を行ふ必要はないと考えて

いるが、本件ボーリング調査の実施に際しては自然環境に十分に配慮することとしており、引き続き、地元住民等関係者の理解を得るために必要な努力を行つてまいりたい。

五つについて

沖縄県民の負担の軽減のため、政府として

は、まずは「沖縄に関する特別行動委員会」の最終報告(以下「SACO最終報告」という。)の着

実な実施が必要であり、これに最大限の努力を頼むとの考え方である。

備注であるとの考證である

意書 米海軍恩納通信所跡地利用に関する質問主

一九五五年一月に返還され、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律（以下「軍転法」という。）の適用第一号となつた米海軍恩納通信所（以下「同通信所」という。）の跡地利用において、防衛施設局及び内閣府沖縄担当部局の説明によると、今年一月一日現在、返還面積六三・一ヘクタールのうち、跡地を利用している面積が四・一ヘクタールに過ぎず、残りの五九ヘクタールは利用されないままになつてゐることである。

言うまでもなく、軍転法によつて、返還後、地主に對して三年以内は賃借料相当額の返還給付金が支給されたが、三年後の一九九八年一一月で打ち切られている。したがつて、跡地が未利用の大半の地主には、その後、跡地利用収入を得られず、かつ、それに代わる何の補償もないまま現在に至つている。

軍転法による補償期間の三年で跡地利用が進まなかつた主な理由は、同通信所の返還から四か月後の一九九六年三月に、汚泥処理槽跡の汚泥から水銀やポリ塩化ビフェニール(PCB)などの有害

米海軍恩納通信所跡地利用に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十六年十一月十九日

三月二十六日

參議院議長
扇 千景殿

官報(号外)

米軍に土地を提供してきた日本政府の責任と言わざるをえない。

よつて、次のとおり質問する。

一、同通信所跡地の返還総面積については、当方から政府側に説明を求めたところ、防衛施設庁は約六二ヘクタールと回答し、また、内閣府沖縄担当部局は六三・一ヘクタールと説明している。返還総面積に係る数値の相違の理由を示されたい。また、正確な返還総面積及び利用と未利用の面積のそれぞれの内訳について明らかにされたい。

二、同通信所跡地における未利用の土地の地主に

対して、軍転法に基づく返還給付金が打ち切られた一九九八年一月以降も現在まで、仮に返還給付金を支給していたとすれば、その総額がいくらになるのか示されたい。

三、同通信所跡地における未利用の土地の地主及び当該地方自治体である沖縄県恩納村によつて、跡地利用計画策定の検討が重ねられているが、政府として、その現状をどのように把握しているかを明らかにされたい。

四、同通信所跡地の未利用によつて、当該地主が、返還給付金の打ち切り後何らの補償もなく、実質的に損害を被つてゐる実態及び同通信所跡地の利用促進について、国がいかなる責任を取つてゐるのか、あるいは責任を取つもののか、見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成十六年十一月三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

3 未利用 約五十九・〇ヘクタール

二について

参議院議員大田昌秀君提出米海軍恩納通信所跡地利用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

てゐる。通信所跡地の利用については、三につ

いて述べたように、現在、恩納村において、所有者の間の合意形成等に向けた取組を実施しているものと承知しており、政府としては、かかる恩納村の取組に対し、沖縄県とも緊密に連携しつつ、必要な支援をしていく考えである。

一について

アメリカ合衆国から返還を受けた旧恩納通信所の跡地（以下「通信所跡地」という。）の総面積は約六十三・一ヘクタールであるが、このうち約〇・七ヘクタールについては平成四年五月十

四日に返還され、残りの約六十二・四ヘクタールについては平成七年十一月三十日に返還されている。お尋ねの「約六二ヘクタール」とは平成七年十一月三十日に返還された約六十二・四ヘクタールを指すものであり、「六三・一ヘクタール」とは通信所跡地の総面積を指すものである。

三について

通信所跡地の未利用部分については、恩納村

において、本年二月五日に当該未利用部分の所有者等からなる「恩納通信所跡地利用計画検討委員会」を設置するなど、その利用の在り方に関する所有者の間の合意形成等に向けた取組を実施しているものと承知している。

四について

通信所跡地に係る返還給付金については、返還特措法第八条の規定に基づき適切に措置してきているところである。

また、アメリカ合衆国から返還を受けた駐留軍用地の跡地の利用については、当該跡地の所有者が主体的に取り組むべきものであると考え

1 独立行政法人情報通信研究機構沖縄並熱帶計測技術センター 約二・九ヘクタール
2 恩納村ふれあい体験学習センター（建設中） 約一・二ヘクタール

官 報 (号 外)

平成十六年十二月三日 参議院会議録第十一号

第一明治二十五年三月三十日
郵便物認可日

発行所
二東京一〇五番地 独立行政法人 国際化粧品開発 研究センター 虎ノ門四丁目 二五
印 刷 局
電 話
03 (3587) 4294
定 價
本体 一部 一一〇円